

今月のお知らせ

就学についてのお知らせ

○届いていますか、新1年生の就学通知書

今年4月に、小・中学校へ入学されるお子さまがおられるご家庭に、就学通知書をお送りしています。まだ、届いていない場合は、区役所窓口サービス課までお問合せください。

【対象者】

小学校…平成25年(2013年)4月2日から平成26年(2014年)4月1日までに生まれたお子さま。

中学校…令和2年(2020年)3月に小学校卒業見込みのお子さま。

【お願い】国立・私立等の学校へ入学される場合は、その学校が発行する入学許可証と印鑑を持って、区役所窓口サービス課へお届けください。

(注)・市立咲くやこの花中学校及び市立水都国際中学校に就学が決定した場合は、別途学校から連絡があります。

- ・外国籍のお子さまについては、お住まいの区役所に入学申請書を提出され、大阪市の学校に就学を希望された方について送付されます。

○適正な就学について

居住実態のない住所地に住民登録をし、そこから通学するのは不適正な就学です。住民登録を正しく行い、適正な就学をしましょう。

不適正な入学と分かれば、入学後でも本来通学すべき学校へ転校していただきます。

問 区窓口サービス課 窓口⑦番 ☎6682-9963

特定健診の受診はお早めに！

40歳以上の大阪市国民健康保険加入者(今年度内に40歳になる方を含む)を対象に、高血圧症や糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防するために無料で受診できる特定健診を実施しています。対象の方には、緑色の封筒で「受診券」を送付しています。受診券の有効期限は3月末(今年度内に75歳になられる方はお誕生日の前日まで)となっていますので、それまでに受診をお願いします。

問 区窓口サービス課(保険年金) 窓口⑧番 ☎6682-9956

固定資産税の申告書等について

該当する資産をお持ちの方に関して、土地・家屋の場合は資産が所在する区を担当する市税事務所に、償却資産の場合は船場法人市税事務所に申告書等を提出してください。

申告書等名称	対象資産	提出期限	提出先
「償却資産申告書」	事業用機械・器具等の償却資産	1月31日(金)	船場法人市税事務所 固定資産税グループ ※eLTAX(エルタックス)も利用できます。
「住宅用地に関する申告書」 又は「住宅用地に関する異動申告書」	平成31年、令和元年中に住宅の新築・増改築・取壊しや用途変更があった土地		
「現所有者に関する申告書」	1月1日までに死亡した方が所有者として登記(登録)されている土地や家屋	非課税適用(取消)の事実発生の日から10日以内	資産のある区を担当する市税事務所 固定資産税グループ
「非課税適用(取消)申告書」	公共のために利用されている一定の私道など非課税に該当する固定資産		
「土地分割評価届出書」	利用状況により2つ以上に明確に区分できる1筆の土地	随時	

問 固定資産税(償却資産)については、

船場法人市税事務所 固定資産税(償却資産)グループ ☎4705-2941

※問合せ可能日時 月曜～金曜9:00～17:30(祝日を除く)

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)については、

あべの市税事務所 固定資産税グループ ☎4396-2957(土地)、2958(家屋)

※問合せ可能日時 月曜～木曜9:00～17:30 金曜9:00～19:00(祝日を除く)

市税の納期限のお知らせ

個人市・府民税(普通徴収分)第4期分の納期限は、1月31日(金)です。

市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込(Webでの申込みもできます。)をぜひご利用ください。また、クレジットカード納付(Apple Payのご利用も可能になりました。)、LINE Pay請求書支払い、楽天銀行アプリもご利用いただけます。

問 あべの市税事務所 市民税等グループ

個人市民税担当 ☎4396-2953

※問合せ可能日時

月曜～木曜9:00～17:30

金曜9:00～19:00(祝日を除く)

法人市民税の減額・免除制度から課税免除制度への変更について

令和元年10月に大阪市市税条例の一部の改正を行い、法人市民税に関して収益事業を行わない公益法人等に対する減額・免除制度を廃止し、納税義務のない課税免除制度を創設しました。

この改正により、課税免除の対象となる法人(これまでの減額・免除の対象となる法人と同一です。)は、令和元年度分(平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間分)以後の法人市民税申告書と減免申請書の提出が不要になりました。

問 船場法人市税事務所 法人市民税グループ

☎4705-2933

※問合せ可能日時

月曜～金曜9:00～17:30(祝日を除く)

令和元年度 第2回 区民アンケートについて

住之江区では、区民の皆様のご意見やご要望を広くお聞きし、区政を進めるうえでの参考とするため、「区民アンケート」を実施しており、住民基本台帳から無作為に選ばれた18歳以上の区民の方へ直接アンケートをお送りし、ご回答いただく方法で行っています。

つきましては1月中旬ごろにアンケートをお送りしますので、お手元にアンケートが届いた際には、ご協力をお願いします。

問 区総務課 窓口④番 ☎6682-9683

個人市・府民税の事前申告 受付会場を開設します

令和2年度分の個人市・府民税の申告受付会場については、2月17日(月)から区役所等にて開設しますが、受付開始日から1週間程度は、例年窓口が大変混み合いますので、事前申告受付会場を、次のとおり開設します。ぜひご利用ください。

場 あべの市税事務所

日 2月6日(木)・2月7日(金)9:00～17:30

※所得税の申告に関する受付は行っておりません。所得税の申告に関するお問合せは、住吉税務署へお願いします。

※6面もご覧ください。

問 あべの市税事務所 市民税等グループ

個人市民税担当 ☎4396-2953

※問合せ可能日時

月曜～木曜9:00～17:30

金曜9:00～19:00(祝日を除く)

障がいのある方の交通乗車証及びタクシー給付券の更新について

オオサカメトロや大阪シティバスでご利用頂ける交通乗車証、またはタクシー給付券の更新申請手続きは、平成29年度から5年ごとに行うことになりましたので、令和元年度は更新手続き不要です。

令和2年4月からご利用頂ける交通乗車証、タクシー給付券は令和2年3月下旬にお送りします。次回更新手続きは、令和3年度に行う予定です。

問 区保健福祉課 窓口③番 ☎6682-9857

住之江消防署からのお知らせ

○ヒートショックに注意!



ヒートショックとは急激な温度変化により、血圧が急に上昇または低下したり、脈拍が速くなったりする状態をいいます。

冬季の入浴では暖かいリビング→冷えた脱衣所、浴室→暖かい浴槽への移動により血圧が急変し、意識を失ったり、脳卒中や心臓病を起こしたりしやすくなります。このようなヒートショックによる事故を予防するためには以下のような例があります。

- ・事前に脱衣所や浴室を暖めておく
- ・入浴前にしっかり水分補給をする
- ・かけ湯などでお湯に体を慣らす

詳しくは「住之江消防署 ヒートショック」で検索してください!!

○インフルエンザ予防を!!

毎年、秋から冬にかけては、インフルエンザの流行シーズンです。流行を防ぐためには、原因となるウイルスを体内に侵入させないこと、周囲にうつさないようにすることが重要です。そのためには…

- ・正しい手洗い
- ・普段の健康管理
- ・予防接種を受ける
- ・適度な湿度を保つ

以上のことを心がけましょう!!



守れるで 小さな予防で その暮らし

問 住之江消防署救急隊 ☎6685-0159